

生活について

1. 心 得

- (1) 敬愛の情を持って明るくあいさつを交わすよう心がける。
- (2) 他人に迷惑をかけず、責任と節度ある行動を常に心がける。
- (3) 常に礼儀正しく、言葉遣いなど、友愛の心を持って接するよう心がける。
- (4) 環境美化を心がけ、落ち着いた雰囲気の中で生活できるようにする。

2. 学 習

- (1) 学習は、生徒の本分であり学校生活の基本として、積極的に授業に取り組む。
- (2) 予習、復習など家庭学習を含め、継続的な学習計画を立てる。
- (3) 授業時間に遅刻した場合は、その理由を報告してから着席する。
- (4) 授業時間中に病気その他の理由により、退室の必要性があるときは、担当職員の許可を得てから行動する。

3. 出 欠 席

- (1) 時間を守ることは基本的な生活習慣であり、遅刻を絶対しないよう努力する。
- (2) 事前に分かっている遅刻・早退・欠席・欠課は事前に（やむを得ないときは、出校後直ちに）生徒手帳により学級担任及び教科担当に届け出る。また、当日急に欠席・遅刻する場合は保護者が8時25分までに連絡をする。

(3) 遅刻した者は、登校したら職員室の学級担任等に報告する。

(4) 早退する者は、学級担任等の承認を得て下校する。

4. 登 下 校

(1) 朝は、SHRに間に合うよう余裕を持って登校するよう心がける。

(2) 一般下校は16時55分とする。ただし部活動等の理由で校舎内に残る場合は顧問または関係職員付き添いのもとで行い、終了時刻は18時45分を限度とし、19時00分までに校舎外に出る。校舎外の部活動を含め、19時20分には完全下校とする。

(3) 土曜・日曜・祝祭日・その他の休業日に登校し、部活動等を行う場合は、顧問または関係職員付き添いのもとで行う。

(4) 通学手段は公共の乗物、及び自転車・徒歩とし、乗用車やオートバイ等での通学は禁止する。ただし、身体上等の理由により保護者の運転する車に同乗して通学する場合は学級担任に届け出る。

(5) 自転車通学を希望する場合は、自転車保険に加入した後、自転車通学届を提出する。

5. 所 持 品

(1) 携帯電話・スマートフォン等の授業中の使用については、担当教員の指示があった場合のみ許可する。

(2) 教科書・ノートその他の所持品には、必ず学年・組・氏名を明記しておく。

(3) 生徒間において金銭及び貴重品の貸し借りは禁止する。

- (4) 盗難防止のために、私物は各自で管理し、教室のロッカーとげた箱は施錠する。盗難・紛失及び遺失物拾得の際は、すみやかに担当職員に届け出る。
- (5) 学校に高額の金銭及び貴重品を持ってこない。

6. 校内生活一般

- (1) 公共物は大切に取扱い、破損しないように注意し、落書きなど絶対しない。
- (2) 教室及び廊下・トイレ等は清潔に保ち、気持ちよく生活できるように心がける。
- (3) 学校の施設・備品等を使用する場合は、担当職員の許可を得て、ていねいに使用する。使用後は清掃及び現状復帰をする。休日使用の際は特に注意する。
- (4) 必要により学校外に出る場合は、外出届を学級担任等に提出し許可を得る。
- (5) SNS等の利用について、次のような行動を行ってはいけない。
 - ① 個人や集団に対する誹謗中傷の書き込み
 - ② 個人や集団の写真または動画の投稿
 - ③ 個人や集団が特定できる情報の発信
 - ④ 個人情報を広げる書き込み、いわゆる拡散
 - ⑤ SNS上でのなりすまし、アカウントの乗っ取り
 - ⑥ インターネット上の問題行動への加担または指示
 - ⑦ 人権思想・信条等の差別、あるいは差別を助長させる情報の発信
 - ⑧ 公共ルールやマナーに反する行為をアピールする情報の発信
 - ⑨ その他インターネットのルールに反する問題

行動

7. 服装等について

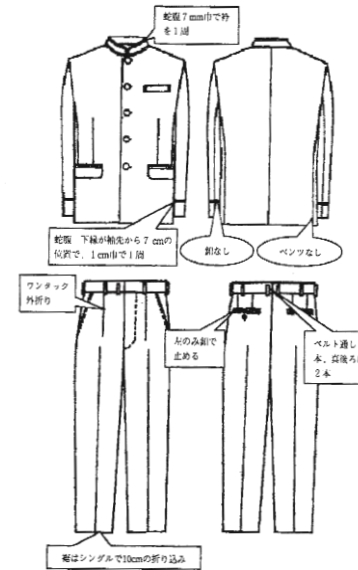
- (1) 本校指定の制服(図参照)を着用し、みだしなみは華美にならぬよう、また常に清潔であるように心がける。
- (2) 校章は定められた位置につける。
- (3) 頭髪について、染髪等の加工は禁止とする。
- (4) 制服の上着の下に着用するものは、原則として無地のベスト、セーター、カーディガンとし、フード付きのもの(パーカー等)は禁止とする。
- (5) 夏期(原則として6月1日～9月30日)は、男子は白のワイシャツまたはポロシャツ、女子は白のワイシャツ・ブラウスまたはポロシャツとする。なお、5月は冬服から夏服へ、10月は夏服から冬服への移行期間となる。この移行期間・夏服の期間は上着を着ずに、ベスト、セーター、カーディガンを着用して登校することを可とする。
- (6) 特別な事情で異装着用の際はあらかじめ、異装届を学級担任に提出し許可を得る。
- (7) その他
 - ① 原則として休日の部活動や校外での学校行事に参加する際にも、制服を着用する。
 - ② 上履き、下履き、体育館履きの区別を明確にする。
 - ③ 体育授業時には本校指定の体育着・体育館履きを着用する。

8. 各種届出

- (1) 欠席届、早退届、欠課届、忌引届、見学届、異装届、外出届等については、生徒手帳の「諸届・許可願」により、事前に学級担任に届け出る。
- (2) 自転車通学届…自転車通学を希望する場合に、学級担任に届け出る。(P.18 4(5)を参照)
- (3) 拾得物届…落とし物を拾ったときに担当職員に届け出る。
- (4) 盗難・遺失物届…私物等を無くしたり、盗まれた場合に担当職員に届け出る。
- (5) 免許取得届…バイクや車の免許を取得した場合に、学級担任に申し出る。
- (6) アルバイト届…アルバイトを始める場合に、学級担任に申し出る。
- (7) 旅行届…学割を利用し旅行する場合(保護者同伴が原則)に、生徒旅客運賃割引証交付願(事務室)とともに、学級担任に申し出る。
- (8) 破損届…学校の物品や備品等を破損した場合に、学級担任又は担当職員に届け出る。

※その他、「転・退学願」「休学願」「在学・成績・卒業(見込)証明書等交付願」「生徒身上事項異動届(住所変更や通学路変更等の際提出)」については、学級担任に相談をしてください。

【詰襟】



【ブレザー】

